

8 調査4 トラウマインフォームド・ケアに関する心理教育教材の評価と開発

8-1 目的

トラウマインフォームド・ケア（以下、TIC とする）は、家庭での虐待やネグレクト、養育環境の機能不全、その他の暴力被害等による深刻なストレス経験やトラウマを負った子どもが示す不穏行動、心身の不調による社会的・対人的適応障害への職員の気づき、問題の効果的な発見と適切な対応のアプローチである。とくに、矯正的・指導教育的対応によって問題行動の改善や修正を図ってきた少年非行や対人的不適応行動を示している子どもの問題行動や症状への対応において、その有効性・重要性が注目されている。

TIC の手法は、対象となる問題・症状を示す子どもへのケアにとどまらず、そうした子どもを支援する支援者の安全の確保や、支援を展開する組織の治療的なアプローチ全体のマネジメントを重視している。そのため、子どもと支援者の関係をはじめ、子どもへの支援にあたる組織全体が、安全な治療的関係性と環境を維持・運営していくことがめざされる。こうしたアプローチは、一時保護所、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童養護施設等の入所型集団生活型施設など、個人的な関係性の強い家庭養護、家庭的養護の生活場面においても治療的有効性が期待される。

平成 29 年度及び平成 30 年度の調査研究において、子どもと支援者がトラウマによる課題と認識の共有を図り、子どもとの支援関係を確立・定着させていくプロセスにおいて、その素材として使用するための心理教育用教材『わたしに何が起きてているの？～自分についてもっとわかるために～』（以下、『わたしに何が？』とする）を作成し、TIC に関心のある施設において職員間での読み合わせや子どもへの読み聞かせといった活用をしてもらい、その使い勝手や効果、修正・要望などについて、フィードバック調査を実施した。

その結果、『わたしに何が？』のような子ども向けの心理教育教材について、子どものトラウマ体験の詳細には触れずに、あくまでも一般的なトラウマの説明とその影響について心理教育を行うことの有用性が示され、実際の支援現場での活用における一定の安全性も確認された。また、非行動的のある子どもが入所する児童自立支援施設において、子どもなりの不適切な対処がさらなる問題を生じさせるという「悪循環」を話し合えることの独自性についても評価された。

同時に、臨床経験やトラウマ理解の個人差が大きい施設現場において、心理教育用の教材を使う上での認識やスキルの共有が求められた。つまり、心理教育用教材を子どもに読み聞かせる上で、まずは職員自身がトラウマを正しく知り、心理教育の目的とやり方を理解し、子どもに起こりやすい対応を想定して、適切な対応がとれるようにする必要がある。よって、前年度に改訂した『わたしに何が？』の職員用ガイド（手引書）へのニーズがあることが確認された。

上述した調査 3 の「児童自立支援施設におけるトラウマインフォームド・ケアの導入に関するヒアリング調査とその検討調査」をもとに、トラウマのある子どもへのケアや施設職員への SV（スーパービジョン）等を行っている研究協力者らとともに、『わたしに何が？』の支援者向けガイドを作成した。

8-2 方法

これまでに研究班で実施した施設での TIC 研修とそのフィードバック、及び TIC に関する国内外の文献調査によって、児童自立支援施設の入所児童と職員を想定した TIC の課題と必要な情報をまとめ、研究協力者との協議によって『支援者向けガイド』の構成の検討と作成を行った。

8-3 結果

昨年度に作成した『わたしに何が起きているの？～自分についてもっとわかるために～（改訂版）』は、子どもが自分のトラウマの影響を理解するための一般的な心理教育として、施設職員等が子どもと一緒に読みながら活用することを想定した教材である（右図参照）。トラウマという用語を使わず、「こころのケガ」の表現で説明しており、からだのケガと同じような健康上の問題であることを示している。

主な対象として、小学校高学年～高校生くらいの児童・思春期の男女を想定しており、施設職員等が読み聞かせながら、子どもの反応を引き出し、一緒に考えていくという相互的なやりとりのなかで活用するものである。そのため、子どもの安心や安全につながるような職員等との関係性や相互作用が重要になる。

フィードバック調査から、読み合わせ方式の心理教育教材の簡便性や使いやすさが感じられていた一方、「どのように使えばよいかわからない」「子どもがトラウマの心理教育を嫌がるのではないか」「読み合わせている最中に子どもが不調をきたしたら、どのように対応すればよいか」といった不安や疑問も挙げられた。

そこで、『支援者用ガイド』（下図）は、職員への心理教育の役割を含むものとし、子どもに読み聞かせをするまえに職員同士で「読み合わせワーク」をして、感想を共有し、職員が自分自身に起こる反応（トラウマの情報に触れることへの抵抗感や動搖など）を自覚することで、支援者の準備性（readiness）を高めるものとした。

『支援者用ガイド』は、「はじめに」で本冊子の目的と内容を述べ、「使いかた」を説明し、

以下の 3 つのパートが続いている。



Part. I オリエンテーション

～子どもへの心理教育に取り組むまえに～

Part. II 『わたしに何が起きているの？』解説

Part. III 安全な組織づくりに向けて

Part. II では、『わたしに何が？』の全ページの解説と、子どもに起こりうる反応と基本的な対応の具体例を示した。また、Part. III では、子どもや職員が安全に「こころのケガ」を理解するために組織全体で取り組む必要性を述べた。

次頁に、『支援者用ガイド』の目次を掲載する。



目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| ■はじめに | 4 |
| ■「わたしに何が起きているの？」の使いかた | 6 |
| 「わたしに何が起きているの？」支援者用ガイドの構成 | 7 |
| ■Part.I オリエンテーション～子どもへの心理教育に取り組むまえに～ | 8 |
| こころのケガについての心理教育のポイント | 9 |
| 「わたしに何が起きているの？」を支援者同士で読み合させてみましょう | 11 |
| 子どものさまざまな反応を理解して、対応するために | 12 |
| ■Part.II 「わたしに何が起きているの？」解説 | 13 |
| ①からだのケガって、だれでもするよね | 15 |
| ②ケガをしたらどうなるかな？ | 16 |
| ③こころだって、ケガをする？ | 17 |
| ④こころがケガをするかもしれないできごと | 18 |
| ⑤でも、こころがケガをしているかって、どうすればわかるの？ | 19 |
| ⑥いろんな行動の裏には、こんな気持ちがあるかも？ | 20 |
| ⑦こころのケガの悪循環 | 21 |
| ⑧こころのケガは、からだにも影響することがあります | 22 |
| ⑨こんなことって、なかったかな？ | 23 |
| ⑩こころの痛みやつらさをやわらげるために | 24 |
| ■Part.III 安全な組織づくりに向けて | 25 |
| こころのケガを扱うための支援者と組織のありかた | 26 |

8-4 まとめ

本調査研究で開発した子ども向けの心理教育用教材についての試行実施と現場からのフィードバックにより、職員がこの教材をより有効に活用できるようにするためにには、まず職員が心理教育の目的や、実施のポイントをよく理解し、そこで起こりうる子どもの反応をあらかじめ想定しておいて、適切な対応ができるように準備性を高める必要性が確認された。そのため、今回、子ども向けの『わたしに何が起きているの？』を使用する際の職員向けのガイド冊子（手引書）を作成した。

作成にあたっては、前年度までの調査で得た職員のフィードバックの内容をふまえ、実際にトラウマインフォームド・ケア（以後 TIC と表記）に取り組んでいる調査協力者との検討を重ね、まず、研修等で職員同士での読み合わせを演習として実施してから、子どもへの読み合わせの実施につなげることとした。また、TIC を安全に実施するには、個々の職員の理解を高めるだけではなく、組織全体がトラウマの影響を受けていることを認識し、その経験を共有すること、また、職員の職階や立場に関わらず、チームスタッフとしてお互いにフラットな関係性を築くことが重要となる。こうした方向性を持って取り組む必要性を示すために、Part.IIIで組織のあり方についても言及した。

これまでに研究班が実施した TIC 研修等で『わたしに何が起きているの？』を受講者同士で読み合わせる演習を実施するなかで、子どもの立場にたって心理教育を受けることで感じられる安心感や、「問題行動」とみなされがちな子どもの対処行動を当然の対応であるとその必然性や妥当性を認めた上で対処行動をとることの意義などが報告してきた。また、読み聞かせという手法により、援助の経験年数等に関わらず、一定の対応ができるという有用性も確認された。一方で、職員のなかには、トラウマについて学ぶことで、その職員自身のトラウマが喚起され、不安を感じる人も一定数存在することが把握された。援助職を志す過程において、その人自身のトラウマ経験が影響することは想像に難くない。また、実務にあたるなかで、子どもや保護者等からの暴言や暴力を経験することで、強いストレスを感じるのは当然である。TIC では、こうした職員自身に生じるトラウマの影響を自覚しておくことも、子どもに落ち着いて対応できるようになる重要な要素であるとされている。

児童自立支援施設等、非行動的のある子どもとの関わりにおいては、不穏反応や問題行動とされる子どもの言動を、職員が違反や叱責、強い制圧的な指導の対象とするだけでなく、修正や制限の必要はあるものの、それらの言動はトラウマに関連する一連の反応行動としては必然的であり、時には当然の反応であると理解し、職員からの働きかけを通じて子ども自身が自分の不調や対処法に気づき、調整していくこうとする動機づけを高めていくことが重要である。そのために、職員がまずそうした言動の背景にあるトラウマを理解するとともに、職員自身が子どもの態度に無意識に反応し、苛立ちをぶつけるようなトラウマの再演反応を自覚的にコントロールできなければならない。こうした職員によるトラウマ関係の再演は、職員自分で気づくことが難しく、「子どもの行動が悪いから」「集団への示しがつかないから」などの正当化が図られやすい。たとえ職員がこれまでの経験から、あるいはよかれと思ってやったことであっても、子どもの態度を批判・抑制するだけでは再トラウマを与えることになりかねない。

本ガイドでは、そうした職員自身の反応について説明し、子どもへの心理教育をするにあたって、もし職員自身が抵抗感をいだいたときには、セルフケアを優先し、上司やSVからの援助を受けることを勧めている。そのような職員への支援体制を作っていくことが重要であり、こうした組織体制のなかでこそ、TICによるアプローチが効果的となる。

今後、本ガイドの効果の評価を元にさらに改善を続けつつ、各施設の組織全体をトラウマインフォームドな体制にしていくための方向性や具体的方策を検討していくことが必要である。

9 調査5 被害事実確認面接（司法面接）の実施状況把握と基本的技術の実装強化のための研修

9-1 目的

児童福祉施設に入所した子どもが、施設に入所後に、「実は施設に入所する前に、あるいは施設入所した後も続けて、許可外泊などの折に、元の生活場所で性暴力被害・性的搾取被害にあっていた」と開示することがある。児童福祉施設に入所する子どもについては、基本的に児童相談所が施設入所前にそうした性暴力被害経験があれば把握することになっているが、実際には施設入所の時点で、すべての性暴力被害経験が開示されることはない。

もしも、施設入所後に、こうした過去の性暴力被害が開示された場合（施設ケア途上での入所前からの過去の性暴力被害の発覚として、ここでは「途中発覚」と呼ぶことにする）、その被害事実をどのように把握し、支援を進めるかは、施設での生活上のケアにとどまらず、そもそも施設入所の理由・目的の見直しから、入所中の生活課題や家族・親族等との接点の設定、将来の進路や生活設計にまで、重大な影響を及ぼすことになる。

通常、児童福祉サービスの対象である子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害をはじめとするさまざまな性暴力被害・性的搾取被害については、基本的に児童相談所がその事実内容の把握を担当する。調査においては専門的な被害（事実）確認面接・司法面接（forensic interview）が実施される。場合によっては、警察・検察と児童相談所が協同して、専門的な調査面接を行うこともある。

昨年度より、性暴力被害事実確の確認のための専門面接（forensic interview）の一つである NICHD プロトコル面接の現場職員へのトレーニングを、本研究の一環として、立命館大学司法面接支援室（代表：仲真紀子教授）及び、四天王寺大学人文社会学部社会学科の田中晶子准教授の協力を得て、児童相談所における性暴力被害事案の調査面接を担当する児童相談所職員、警察官、検察官を対象として実施してきた。併せて昨年度は各児童相談所現場での対応状況についての予備調査も行ってきた。

9-2 方法

児童相談所職員を対象とした NICHD プロトコル面接研修は、平成 20 年度～22 年度に厚生労働省科学研究の一つとして実施された「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版」の策定作業の中で、当時、北海道大学に置かれていた司法面接支援室（代表：仲真紀子教授）の協力を得て実施してきた。その後の経過の中で、現在は児童相談所職員と共に協同面接の実施に関わる警察官、検察官も含めたトレーニング研修が実施されてきている。併せて過去の面接研修受講終了者向けにフォローアップ研修も実施してきた。

昨年度と同様に、全国の児童相談所職員及び児童相談所の性暴力被害事案を中心に共同面接にかかわっている警察官、検察官を対象とし、全国 3 カ所でのトレーニング研修を予定していたが、2020 年 3 月に開催予定であった対象機関は、コロナウィルス感染拡大予防のため急遽中止された。

9-3 結果

今年度は、計 2 機関、全 2 回、合計 82 人を対象としたガイドライン研修、トレーニング

研修及びフォローアップ研修が実施された（表9-1）。

表9-1 2019年度 NICHD研修実施状況

| 性的虐待 ガイドライン研修 フォローアップ研修 | NICHD プロトコル研修 | 開催県 | 開催場所 |
|--------------------------------------|------------------|-----|---------------------|
| 2020年 1月31日 | | 福岡県 | 福岡県職員研修所 |
| 2月10日 | 2月12日 | 奈良県 | 奈良県自治研修所 |
| 3月11日 | | 滋賀県 | 滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター |

※3月11日の滋賀県開催はコロナウィルス問題のため中止

研修参加者は合計17自治体からの参加があり、内訳は以下の通りである
検察官1 警察官12 児童相談所職員67 管内市要対協専門職員2

9-4 まとめ

児童相談所へのアンケート調査でも明らかのように、子どもから性暴力被害の事実を正確に聴き取るためには、専門的なトレーニングによる面接技術が必要である。実態として、専門面接だけでは対応しきれない状況で、配慮された面接の実施数もそれなりにあるが、それらは基本的に専門面接のルールを参考にした面接であることからみても、研修による専門面接技術者が足りない部分を埋めているのが実態である。

併せて、技術の向上や新たな課題の整理に関して、研修は一度受けるだけでなく、確かな技術が保持されるためには継続的なフォローアップ研修の実施も重要となる。

職員の交替サイクルが3年程度となっている児童相談所においては、専門面接技術者の各所への常時配置そのものが難しいところもあり、人員配置計画の中で面接技術者の配置を維持するための研修体制の充実が必須の課題であるといえる。

また、児童自立支援施設のアンケート調査やこれまでのヒアリング調査からみて、施設現場で子どもからの性被害の開示があった場合、どのように聴き取りを行うかについても、技術的な確認と検討が必要であると考えられる。

10　社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会 委員による寄稿

本研究班は、社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会により設置され、同委員会と連携を図りながら調査研究を進めている。同委員会の委員に、本研究班及び委員会の課題等について寄稿いただいた。

10-1　性的搾取被害はどのような環境に生きる子どもにも起こり得る被害

特定非営利活動法人 人身取引被害者サポートセンター ライトハウス代表
藤原 志帆子

平成 26（2014）年の法改正で子どもの性的な暴力の記録である児童ポルノを個人の収集目的で所持することが禁止になった（最近では、海外では児童ポルノという言葉を使用せず、児童の性的虐待記録等と呼んでいるようだ）。流通を止める重要な行為が違法になったのは、諸外国の法制定から 10～15 年遅れてのことだった。児童買春や児童ポルノ被害の相談は年々増えている。2019 年度の警察の統計でも、子どもの性的搾取の被害は右肩上がりで増えている。自分の性的な画像等を自ら送ってしまう「自撮り」被害のほか、12 歳未満の低年齢児の被害では、4 割が強制性交や強制わいせつの被害の記録というのだからその暴力性を私たちは受け止めなければいけない。

私たちは、児童買春や児童ポルノ被害の相談を受ける専用窓口を設けているが、そこではさまざまな家庭環境の子たちからの相談が寄せられる。

児童買春の被害にあった子の中には「加害者が複数の子どもたちに手を出していると武勇伝のように語られた」と話す子もいる。また、児童ポルノの被害にあった子どもは、「複数の子どもとの性的な行為の写真を加害者に見せられ、“君も同様に写真を送るように”と言われた」という。つまり、少なからぬ加害者が子どもへの性的犯罪を繰り返し行っているのだ。

加害者は SNS などで子どもに巧妙に近づき、幾度となく会話を続け、少しずつ信用を得て、個人情報をていく。裸の写真を要求する際にはもう「これまでにもらった君の個人情報を悪用するぞ」と脅している場合も多い。

経験値の少ない子どもたちは、加害者から「会おう」「もっと君の写真が欲しい」と言わると、それを無視することが相手に悪いと思い、要求に応じてしまうのだ。

また、子どもたちが会話を無視すれば、今度は「社会的に殺してやる」「勝手にお前の写真を使って SNS で援助交際相手を募集、と投稿してやる」と脅し、子どもから性的動画や画像を送らせるのだ。

最近では自ら注目されたいと思う気持ちや、自分の存在を確かめるような気持ちから、子ども自らが自分の写真や動画を撮りネット上で配信する事態も増えている。時には、下着姿や裸の性的な動画や、自分自身の住まいや学校が特定されてしまうような情報を出してしまっていることに気づかない子もいる。

同時に、子どもの性に関心があり加害行動をする大人の多さ、その狡猾さや粘着さにも圧倒される。周到に子どもたちを誘い出し、お金から電子通貨、寂しい気持ちを埋めるような言葉で誘い出す。

被害児童からの相談を受けていると、家庭環境は良い方、と話す子や、両親との関係が良好だからこそ話せない、と被害を打ち明けられずにいる例もある。ライトハウスの相談窓口で出会う子どもは、児童福祉や社会的養護に関わったことのない子どもがほとんどだ。

被害児童の声はなかなか相談窓口まで届かない。自分に起きていることを犯罪の被害として、助けてと声を出すことはとても力がいる。この犯罪は、日本に生きる子どもたち全てに起こり得る被害であり、そのための予防や、加害を防ぐ仕組み（性犯罪者に関する処遇等）も諸外国とは比べ物にならないほど進んでいないと感じる。

私たち民間団体ライトハウスの相談員は、日々彼・彼女たちとLINEや電話でつながり続けることを大切にしている。その積み重ねが、本当に困った時に被害者がそっとLINEなどで相談を寄せててくれるという結果につながっているのだと思っている。このような相談窓口が増え、被害児童が安心した環境でケアをされる環境が整えられたらと強く願う。

10-2 トラウマ体験のある子どもの理解と施設処遇における支援者の視点について

浅野 恭子

社会的養育を受けている子どもたちのほとんどは、家庭内外でさまざまなトラウマを体験して、施設入所（里親委託）に至っている。身体的虐待や、暴言・きょうだい間差別・DV（ドメスティックバイオレンス）への暴露などの心理的虐待、身体的・情緒的なネグレクト、性的虐待といった、いわゆる「被虐待」に該当する体験、またその背景にある、家族の PTSD 等精神疾患や依存症、犯罪による収監、保護者の不在といった、さまざまな逆境に曝されてきた。また、近隣、地域、学校、施設等での性被害、暴力被害、いじめ被害、犯罪被害等を受けている場合もあるだろう。

児童相談所からの記録や口頭伝達のなかに、トラウマに相当する体験が含まれている場合も、充分に含まれていない場合もあるだろうが、こうして、親元を離れて施設や里親宅で生活せざるを得ない状況に至る過程で、何らかのトラウマ体験があつたことを想定しておくことは不可欠である。

人から繰り返しパワーとコントロールを奪われ、強い無力感を感じさせられるような体験を幼いころから重ねると、侵入症状、回避症状、認知や気分の異常、覚醒や反応性の異常といった PTSD に相当するような症状を引き起こすだけでなく、対人関係や感情コントロール、また自己イメージにも否定的な影響を強く受ける。そして、日常生活の中では、無害な刺激（リマインダー）が引き金となり、過去のトラウマ体験時に引き戻されるような状態に陥り、さまざまなトラウマ関連症状や不適切な行動化を示すことになるだろう。

1) 対人関係の困難

幼い頃から、虐待やネグレクト、不適切な養育を受けてきた子どもたちは、不安や怖れを表明しても、気づいてもらえない、気づいてもらったとしても適切な対応をしてもらえない、あるいは、さらなる不安や恐怖を掻き立てられるような対応をされ、安定したアタッチメントを形成することが難しい。そのため、人に相談をしたり、助けを求めて、不安や恐怖を鎮めようとしなくなっていく。その代わりに、不適切・不健康であっても、自分なりの方法によって、自身のつらい感情をなだめようとする。それは、性的な行動であったり、タバコやアルコール等への耽溺であったり、盗みなどの非行行為であったり、リストカットなどの自傷行為であったり、あるいは、自室等への引きこもりであったりするだろう。そして、こうした行動は、多くの場合、不適切なものとして、周囲の大人からの注意・叱責の対象となりがちだ。

「不安に思うことや、困っていることがあるのであれば、なぜ相談してくれなかつたのか」と、大人の方は、いらだちを感じる場合が多いが、こうした子どもたちにとって、身近な大人に、困っている状況を伝えて助けを求めるということ自体が非常に難しい。被害に遭っている状況であっても、もしこんな状況に陥っていることを身近にいる大人に言えば、怒られる、拒否される、なじられる、あるいは無視されることになると予期している。それだけに、不安や恐怖を感じる事態に陥っても、それを訴えるということが非常に難しいのである。そして、後に、被害や行き詰まっていた事態が明るみになると、「なぜすぐに相談しなかった

のか」、「なぜついていったのか」、「どうして嫌なら嫌とはつきり言わなかつたのか」と、やはり注意・叱責されることになりがちである。

どうせわかつてもらえない、どうせ怒られる・否定される、そんな認知がベースにある中で、対人関係はなかなか良好なものにはなりえないだろう。

2) 感情コントロールの困難

養育者に気持ちを受け止めてもらえないばかりか、感情を表現すると、ろくなことにならないということを経験してきた子どもは、感情を抑え込むか、あるいは逆に、養育者をモーリングして、感情を暴発させたり、また他のものや行為で紛らわせるといった対処をしがちである。

こうした子どもたちには、感情のままに行動化するのではなく、気持ちを言葉にして他の人と共有する練習を、生活の中で反復していく必要があるだろう。そして、どんなことで感情が高ぶるのか、そのきっかけに意識的になり、コントロール不能となる前に、あらかじめ練習した「落ち着く方法」を実践するよう支援していくことが望まれる。

3) 自己イメージの損傷

トラウマを負った子どもは、自分でも意識できないままに、リマインダーに刺激を受けてさまざまな症状を示したり行動化に走る。そんな症状を示す自分のことを「おかしくなった」と感じ、人に知られることを極度に恐れたり、恥と感じる。そして、不適切ではあるが自分なりに必死に対処するが、その「方法」に対して、大人から注意・叱責されたり、仲間から拒否されるようなことが続く。そもそも虐待や被害自体も、「自分が悪かったからだ」ととらえがちであるし、また、否定的な結果を繰り返すことで、「何をしてもダメだ」と無力感にとらわれ、養育者等から浴びせられた暴言もまたインプットして、「自分は生きていても仕方がない存在だ」、「何をやってもダメなんだ」といった否定的な自己イメージが強まっていく。

以上のような図式が背景にあることは、支援者がトラウマの視点をもたないとみてこない。外に現れた行動や問題だけをみていると、不信感の強い子、切れやすい子、不安定な子、人の気を引こうとして大人が驚くことや嫌がることをする子、性衝動の高い子、暴力的な子、我慢のきかない子...といった問題のレッテルを貼るだけになりがちだ。問題だけをみていると、大人は子どものつらさを理解できないし、子どもも大人に理解されていると思えない。支援者はやがて、その子どもに何を言っても、どんな方法を駆使しても、支援が徒労に終わることに深刻な「無力感」を抱くことになってしまう。そして、その深刻な「無力感」こそが、実は子ども自身が抱えているものであるということにも気づけない。

トラウマインフォームド・ケアは、現れた行動をみてレッテルを貼るのではなく、子どもに何が起こったのか、何が起こってこのような行動が発現しているのかという視点をもつ支援である。

学校や施設で、表面的には適応している子どもたちもまた、さまざまなトラウマ関連症状に苦しんでいる実態があるが、それは、当然のことながら、外からの観察だけではわからないことが多い。

上述のように、体験したことの症状も、人に知られること自体を恐れている場合も多いので、まずは、こうした体験や症状を「一般化」することにより、子どもが認めやすい条件を作っていくことが必要である。

トラウマの心理教育を繰り返すことで、①こんな体験をするのは自分だけではないんだ、②こんな体験をしたら、人間ならだれしもさまざまな症状ができるものであって、おかしい反応ではないのだ、ということが理解されてくる。そうすることで安心感が高まり、やっと自分の体験や、自分の身に起こっていること（症状）について、少しずつであっても、話すことができるようになる。

そして、子どもが語ってくれるようになると、支援者側には、さらに子どもの行動の背景にあるものがみえてくるであろうし、子どもとともに、破壊的な行動化を減らしていくための方法を生活の中で練習し、子どもの自己コントロール感を高める支援を行っていくこともできるだろう。この「自己コントロール感」こそが、トラウマによって奪われた、パワーとコントロールを取り戻していくプロセスを表す、一つのバロメーターとなるものといえるだろう。

10-3 児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の今後の課題

武蔵野大学 中島 聰美

本専門委員会は、潜在化しやすい性被害・性的搾取の被害児童をどのように保護し、ケアするかということについての施策の検証を目的としている。子どもの性被害の防止、被害児童への対応・支援・ケアについては、児童福祉法、児童虐待防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下、児童買春・児童ポルノ禁止法）などの子どもの保護に関する法律による施策だけでなく、犯罪被害者等基本計画や女性に対する暴力の根絶に関する施策など多くの省庁の関連するところである。とくに第3次本専門委員会は、潜在化しやすい性被害・性的搾取の被害児童をどのように保護し、ケアするかということについての施策の検証を目的としている。子どもの性被害の防止、被害児童への対応・支援・ケアについては、児童福祉法、児童虐待防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下、児童買春・児童ポルノ禁止法）などの子どもの保護に関する法律による施策だけでなく、犯罪被害者等基本計画や女性に対する暴力の根絶に関する施策など多くの省庁の関連するところである。とくに第3次犯罪被害者等基本計画においては潜在化しやすい犯罪の被害者として子どもの被害者への支援にも焦点が当てられており、本委員会の評価の対象となっている子ども・子育て支援推進調査研究事業による研究は非常に重要であり、その結果をどのように生かすかが施策として問われていると言える。

本委員会では、児童自立支援施設の措置児童の実態と、被害児童に対する共同面接実態と効果検証の2つの研究についての検証、評価が行われた。性被害は成人にとっても内容を話すことは非常に苦痛かつ困難であることから、まして子どもの被害者がさまざまな機関で繰り返し被害体験を話さなければならないことは心理的ダメージが大きい。子どもの負担を軽減する上でも協同面接・司法面接が普及することは重要であると考えられる。児童相談所を中心に近年取組がすすめられており、行っている機関においてはその有効性は評価されているものの、実施にあたっての研修の普及や、子どもの精神病理を背景とした処罰感情の問題や子どもの心理面への配慮など心理学的側面において研究が必要な状況にある。また実施された面接の記録の司法における証拠としての適応など司法面における課題はまだ残されている。しかし、子どもを確実に保護しケアも含めた安全を確保していく上でもこのような研究結果を踏まえた共同面接の在り方について推進されることが望ましい。

もう1つの研究である「児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究報告書」からは、施設に入所している女子児童の背景に性被害や性搾取の問題が存在しているにもかかわらず、入所時・後も十分把握されていないことが明らかにされた。このことは、これらの子どもにおけるさまざまなトラウマ反応へのケアもなされないことを意味しており、対応困難な問題とみなされ、ケアが不十分であることにより、施設を出てからもさまざまな対人関係や更なる性的搾取の問題につながることが懸念される。研究班では、子どもの保護施設においてトラウマインフォームド・ケアを導入することで、職員が子どもの抱えるトラウマの問題に対処しやすくなる可能性が示唆された。これらの施設では高い割合で性被害・性的搾取の被害児童が入所していることから、これらの施設の

被害児童の心身、行動、社会関係における問題を把握し、介入方法を検討することは、施設入所以外の被害児童に対して適応できるものであり、研究成果を施策に生かしていくことが必要である。

しかし、上記の研究の対象児童は顕在化している被害児童である。児童ポルノ・買春の被害児童の問題は、まさに潜在化している問題である。顕在化している事例においてさえ、児童ポルノ、とくに自撮りによる被害やSNSを契機とした被害は近年うなぎのぼりに増加しており、潜在数も同様に多く発生していると考えられる。潜在化した事例に最もアクセスしやすい場所は学校教育現場であることから、本課題においては厚生労働省だけでなく、文部科学省と連携し、学校を通して被害の把握につとめるとともに、学校の教員もまた性被害と被害児童への対応について理解し、学ぶことが必要であると考えられる。児童自立支援施設だけでなく、教員に向けたトラウマインフォームド・ケアの開発も必要であろう。また子どもの性被害は、直接のトラウマ反応としての心的外傷後ストレス障害(PTSD)の発症だけではなく、心身の発達にも深刻な影響を与えることが報告されている。被害の発見だけでなく、被害児童へのより専門的な治療・ケアを行う受け皿が必要であり、そのためにも、スクールカウンセラー、児童精神科において性被害の理解と子どものトラウマ反応についての治療技術の普及も進められなくてはならない。

潜在化する被害に対しては、学校を代表とする子どもに関わる機関はゲートキーパーであるという意識を共有し、省庁や行政の縦割りの枠を超えた連携の構築も必要である。本課題について、より潜在化している被害児童の実態の把握と保護・ケア・治療についての研究が推進されることを期待するものである。

本委員会では、児童自立支援施設の措置児童の実態と、被害児童に対する共同面接実態と効果検証の2つの研究についての検証、評価が行われた。性被害は成人にとっても内容を話すことは非常に苦痛かつ困難であることから、まして子どもの被害者がさまざまな機関で繰り返し被害体験を話さなければならることは心理的ダメージが大きい。子どもの負担を軽減する上でも協同面接・司法面接が普及することは重要であると考えられる。児童相談所を中心に近年取組がすすめられており、行っている機関においてはその有効性は評価されているものの、実施にあたっての研修の普及や、子どもの精神病理を背景とした処罰感情の問題や子どもの心理面への配慮など心理学的側面において研究が必要な状況にある。また実施された面接の記録の司法における証拠としての適応など司法面における課題はまだ残されている。しかし、子どもを確実に保護しケアも含めた安全を確保していく上でもこのような研究結果を踏まえた共同面接の在り方について推進されることが望ましい。

11 総括

本研究では、児童買春、児童ポルノ被害児童の保護と支援を検討するにあたり、性的搾取被害が集中しているとみられる非行相談領域に着目し、保護と支援の施策の実施状況に関する調査研究として、平成29年度、平成30年度の「児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策に関する調査研究」を引き継いで、児童買春・児童ポルノ被害児童を含め、児童自立支援施設及び児童相談所における発見と対応の実態把握と課題の抽出をめざす調査を行った。

児童自立支援施設を対象とした調査からみえてきたこと

まず、全国の児童自立支援施設を対象として、性被害等のある子どもへの対応状況の把握をめざした質問紙調査によって明らかになったことの一つは、性的搾取被害等によるトラウマの理解や対応状況は、児童自立支援施設においても児童相談所においても一律ではないということである。とりわけ、集団処遇を軸としてきた児童自立支援施設において、いつ、誰が、どのタイミングで、子どもの性的搾取被害等の事実を把握し、トラウマの影響という観点からの子どものケアニーズを把握するのか、あるいは、入所後の子どもからの被害体験の開示に対してどのように対応するのか、施設によっても、個々の職員によっても認識と対応姿勢が異なっている状況が認められた。トラウマ問題に支援者が触れることで、子どもの不穏反応が増悪し、その結果、集団全体に強いストレスがかかってしまう影響が懸念されており、子どものトラウマ問題は重要だが対処が困難だと多くの施設現場が感じていることが明らかとなった。

他方では、そうした困難やストレスを感じながらも、子どもの問題行動の背景に多くの職員がトラウマの影響を感じ取っており、トラウマをケアする必要性もまた多くの施設で認識されつつあることも明らかとなった。こうしたジレンマ状態の中でトラウマに関する心理教育や症状のマネジメントを中心とするトラウマインフォームド・ケア(TIC)に取り組んでいる施設も散見された。

調査の意見項目から研究班が読み取ったポイントの一つは、「トラウマ問題を「トラウマ問題を治療の対象とする」、すなわちトラウマ関連症状そのものの低減を図ろうとする課題と捉えるか、「トラウマ問題を支援の軸とする」、すなわちトラウマ関連症状はそのまま続いているとしても、それにいかに寄り添った支援を展開できるか」の二方向の意識の整理が必要ではないかということである。多くの施設で見受けられたトラウマ問題に関する拮抗とジレンマの問題は、この二つの考え方を整理することで、解決の突破口が開かれる可能性があると考えられる。

本調査研究班が進めてきたトラウマインフォームド・ケアの対応は、まさにこの問題についての二つ目の考え方、「トラウマ関連症状はそのまま続いているとしても、それにいかに寄り添った支援を展開できるか」という発想に核心がある。トラウマによる症状、問題を排除・解消の対象とせず、受容と理解によるコントロールの対象とすることで、重篤なこころのケガを負った子どものすべての経験を、その子どものアイデンティティの中に位置づけることが想定されている。

児童相談所への調査からみえてきたこと

また、全国の児童相談所を対象として、性被害への対応と被害事実確認面接（司法面接）や医学診察といった、子どもの性暴力被害を正確に把握するための初動対応の実態や、社会的養護施設入所する子どもについての性被害・性的搾取被害等の事実把握に関する児童相談所による調査の実施状況等を確認する質問紙調査を実施した。調査により、多くの児童相談所が既に専門面接や診察の必要性を認識しており、とりわけ専門面接の実装、面接者の配置、そのための継続的な研修実施の必要性が強く認識されていること、現状では必ずしもそうした体制が十分には整備できていない実態が明らかとなった。併せて、すべての事例で定型的な事実確認調査の設定、実施ができるておらず、またその必要性の認識にも所ごとのバラつきがあり、各所、各事例による諸般の状況、事情には幅があることも明らかとなった。

とくに、医療診察の実施について適用できる医師の確保に困難があることと、恒常にそうしたニーズがあるわけではなく、ニーズ・件数自体にも大きなバラつきがあることが認められている。さらに、通告直後の調査保護を判断するための初期調査については、大半の児童相談所には、その具体的手順についての研修を受けた職員がいる反面、8%の児童相談所では、そうした研修の情報自体が未到達であったこともわかった。

これらの結果を踏まえて、今後、まず研修システムの確実な周知と実装が課題であることが明らかとなった。同時に、医療診察との連携については、なお今後に残る課題であり、診察実施についての一定の実施基準についても検討する必要があると考えられる。

児童自立支援施設へのヒアリング調査からみえてきたこと

これまでの研究から継続して、トラウマインフォームド・ケアの導入に関する実態調査として、3つの児童自立支援施設でのヒアリング調査等を実施し、現状と課題を整理した。また、その調査情報を参考しつつ、現場のニーズをふまえた心理教育用教材を開発した。

本調査では、昨年度に改定した『わたしに何が起きているの？』の子ども向け教材を使う職員向けの支援ガイドを開発した。トラウマインフォームド・ケアの概念に則り、子どもへの心理教育をわかりやすく行い、子どもをエンパワーすることを目的とし、さらに職員自身へのトラウマの影響に気づくための課題を含めるものとした。つまり、子どもへの心理教育だけではなく、職員への心理教育についての役割も含めて果たせる教材として作成した。トラウマ体験を抱えた子どもや逆境的な家庭と関わる児童福祉領域の職員にとって、職員自身へのトラウマの影響は避けて通れないものであり、それを否認したり、無理に乗り越えようしたりするのではなく、まずは自覚し、気づくことが大切である。そして、こうした職員の自覚とそこからの成長を促すことが、子どもへの効果的な支援の実現につながる。そのためには、まず、職場が子どもにとっても職員にとっても安全な場でなければならない。

社会保障審議会における検証・評価対象の課題について

本調査は、社会保障審議会における検証・評価対象としては、おおむね以下の各項目に関係している。各項について、上記検討において基本的な情報は提供しているが、可能な範囲で、以下に提言としてのまとめを行う。

12 児童相談所における適切な支援（被害児童に対する相談、援助、一時保護、病院施等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置）

19 性的被害を受けた児童等への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施

25 医療機関等専門機関との連携の推進

30 児童相談所における児童買春・児童ポルノ被害児童への対応状況に関する研究の実施

- ① 性暴力被害事案については、性的虐待事例に限らず、統一的に『ガイドライン 2011 年版』に従い、発見と安全確保、正確な事実把握、再発の防止と必要なケアの提供のための対応手順を整理することが必要である。とくに、児童福祉施設に入所後に開示・発覚するさまざま性暴力問題について、現実的にはケースバイケースの対応が行われるとしても、上記要件を実現するための手順の整理が進められることが望まれる。
- ② 子どもからの正確な事実調査を行うためには、被害事実確認面接（司法面接）の全児童相談所への実質的な実装化が必須である。職員の異動サイクルが短く、交替のタイミングが早くなっている現状をみると、毎年度、面接技術者の配置と必要な対応が保証される研修体制、フォローアップ体制の整備が必要である。
- ③ 家庭内性暴力被害を中心として、性暴力被害にあった子どもの安全確保と事実調査のための調査保護を判断する初期調査の技術研修の周知を図ることが必要である。調査によれば 96.9% の現場に研修受講歴のある職員がいる反面、8%の職場では研修情報そのものが到達していないという状況が明らかとなった。
- ④ 性暴力被害に限らず、子どもの暴力被害のアセスメントにおいては、面接と共に、さまざまな専門的医療診察の実施が望まれる。ただし、日本の医療の現状では、被虐待を対象とした医療診察・診断の能力は限られている。専門性をもつ医療機関や法医学教室が比較的近くに点在する大都市を除くと、特定の領域での専門的な医学診断、鑑定ができる機能は限られている。今後、この点では、刑事捜査における診察機能との連携も含め、中～広域拠点方式も含めて対応体制の整備が望まれる。
- ⑤ 今回の調査では、検察・警察・児童相談所の協同面接の体制整備は広く共有されていることがわかった。ただし、これらの作業の充実を図る上でも、上記各項目に挙げた体制の整備が重要である。
- ⑥ 児童相談所職員、協同面接での作業を共有する検察官、警察官への被害事実確認面接（司法面接）の一つである NICHD プロトコル研修、及びそのフォローアップ研修を全国 2 カ所で実施した。残念ながら、研究開始期日の関係とコロナウィルスの対応のために回数は限定された。

14 児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施

- ① 今回の児童自立支援施設への調査で明らかになった課題の一つに、施設への心理士の配置状況がある。現状ではまず、配置がない施設がまだあること、配置されていても一人であることが多く、多くの施設が同性処遇が必要であると考えている性的問題に対応するためには、全く足りないことが挙げられている。今後、児童自立支援施設だけではなく、社会的養護施設における心理士の役割について、適切な実態把握とニーズに基づく配置の検討を要請したい。
- ② 本調査研究班が進めてきたトラウマインフォーム・ケアは、施設においては心理士だけが担うことではない。ただし、実質的に現状の職員配置の中でトラウマ問題についての何らかの対応を展開するならば、まず、医療関係者（医師、看護師、保健師）と心理士が対応を担う実質的な比率は高いと考えられる。実際、上記報告においてヒアリング調査を行ってきた施設では、心理士が果たしている役割は大きかった。今後とも、さまざまな局面で、子どもの性暴力被害の開示や、被害に伴うトラウマ関連の問題を扱う上での中核機能を担う職員として、心理職の位置づけは重要であると考えられる。

ただし、今回の調査は、施設での心理士の配置そのものを対象とした情報収集は行っていないため、これ以上の詳細な要素については言及できない。配置の重要性の指摘にとどめる。

27 性暴力被害者への支援にかかるさまざまな機関の実践を基にした研修の実施

- ① トラウマインフォームド・ケアの実践については、もとより児童自立支援施設に限定されるものではない。この観点から、子どもへの支援の際に使う冊子に加えて、支援者がトラウマインフォームド・ケアを理解し、また子どもへの支援に取り組もうとする際に実践的な研修資料となる職員向けの冊子（手引き）を作成した。
- いずれも、ヒアリング調査を実施した施設において研修を重ね、そのフィードバックを元にして作成してきたが、児童自立支援施設だけを想定したものではなく、広く社会的養護サービスを提供している施設現場を対象として開発した。
- 子ども向け冊子については、全国の関係機関に隨時配布し、そこから得られたさまざまな意見も参考にしつつ改訂を行った。引き続き、何らかの形で研修実践等を通じて、適切な改訂を行っていきたい。
- 今後、より広い対象者へのトラウマインフォームド・ケアの展開、研修の実施をサポートする体制整備が望まれる。

さいごに

これらの調査結果は、児童福祉領域における課題にとどまらず、教育や社会、医療・心理等のさまざまな分野において、子どもの福祉と権利を考える基礎資料となると考えられる。本研究の対象である児童買春・児童ポルノの被害児童は、本調査のフィールドである児童自立支援施設や児童相談所に係るケースだけでなく、在宅の子どもたちなど、性別や年齢を問わず非常に多くの子どもたちに現在進行形で生じている問題である。本報告書に寄稿いただいた社会保障審議会児童部会児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策に関する検証・評価専門委員会の委員の方々からの指摘にあるように、より広い対象児への保護や支援、未然防止の対策が行き届くよう、他分野・他領域の機関と連携を図りながら、社会的取組を進めていく必要がある。

なお、今年度の研究成果として、調査4で開発した教材や本研究班の関連資料は、下記の研究班サイトでダウンロードできるように設定している。成果について広く社会に還元することで、児童福祉領域にとどまらず、さまざまな子どもの性的暴力・性的搾取被害の予防と支援に貢献していくものとしたい。

研究班サイト：性的搾取からの子どもの安全
Seeking Sexual Safety for Children (3SC)
URL <http://csh-lab.com/3sc/>

